

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成22年7月15日(2010.7.15)

【公開番号】特開2007-319687(P2007-319687A)  
 【公開日】平成19年12月13日(2007.12.13)  
 【年通号数】公開・登録公報2007-048  
 【出願番号】特願2007-144017(P2007-144017)  
 【国際特許分類】

A 6 3 B 53/06 (2006.01)

A 6 3 B 53/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 53/06 C

A 6 3 B 53/04 E

【手続補正書】  
 【提出日】平成22年5月31日(2010.5.31)

【手続補正1】  
 【補正対象書類名】特許請求の範囲  
 【補正対象項目名】全文  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【特許請求の範囲】

【請求項1】

ホーゼルと、打撃フェースを含む前面壁部と、バック部分とを有するアイアン型ゴルフクラブにおいて、上記バック部分が上方部分と下方のマッスル部分とを有し、上記マッスル部分は上記上方部分より実質的に厚く、かつ、上記ゴルフクラブは、さらに、上記前面壁部の密度および上記バック部分の密度より密度が大きい少なくとも2つの重量インサートを有し、さらに、上記重量インサートは上記打撃フェースの幾何中心を通る垂直線のヒール側およびトゥ側に配置されることを特徴とするゴルフクラブ。

【請求項2】

上記重量インサートの1つはシャフト軸の近傍に配置される請求項1記載のゴルフクラブ。

【請求項3】

上記1つの重量インサートはヒールインサートである請求項2記載のゴルフクラブ。

【請求項4】

上記重量インサートの他の1つはトゥインサートである請求項2記載のゴルフクラブ。

【請求項5】

上記前面壁部の密度および上記バック部分の密度よりも密度が小さい軽量インサートをさらに有し、上記軽量インサートは上記マッスル部分の内部に配置される請求項1記載のゴルフクラブ。

【請求項6】

上記前面壁部の密度および上記バック部分の密度よりも密度が小さい軽量インサートをさらに有し、上記軽量インサートはホーゼルカラーである請求項1記載のゴルフクラブ。